

○交通街頭活動中における受傷事故防止対策要綱の制定について(通達甲)

平成28年4月26日

交指発第117号

改正 平成31年3月28日交指発第59号

部長及び参事官

所属長

30年保存(口訓)

交通街頭活動中における殉職・受傷事故を防止するための施策の実施に関し「交通街頭活動中における受傷事故防止対策要綱の制定について(例規)」(平成23年11月15日交指発第214号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該施策の実施に関し別添のとおり「交通街頭活動中における受傷事故防止対策要綱」を定め、平成28年4月28日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

交通街頭活動中における受傷事故防止対策要綱

第1 趣旨

この要綱は、交通街頭活動(交通事故事件捜査、交通取締り(車両検問を含む。)等街頭における交通警察活動をいう。以下同じ。)中における殉職・受傷事故(以下「受傷事故」という。)を防止するための施策を総合的かつ適正に推進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 受傷事故防止推進体制

1 交通街頭活動中における受傷事故防止対策専門部会の設置

交通街頭活動中の受傷事故防止に向けた組織的な安全管理、職員の受傷事故防止能力の向上に必要な施策等を検討するため、県本部に交通街頭活動中における受傷事故防止対策専門部会(以下「部会」という。)を設置する。

(1) 組織

部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

部会長 交通指導課長

副部会長 交通指導課次長

部会員 通信指令課次長、交通指導課交通事故事件捜査統括官、交機隊副隊長、高速隊副隊長、会計課予算担当課長補佐、装備施設課装備担当課長補佐、人材育成課教養実施担当課長補佐、監察課監察担当課長補佐、地域課指導担当課長補佐、交通企画課交通事故分析官、交通指導課指導取締担当課長補佐、交通指導課交通特別捜査班長、交通規制課規制・施設担当課長補佐及び免許センター行政処分担当課長補佐

(2) 部会の具体的任務

部会の具体的な任務は、次のとおりとする。

ア 交通街頭活動中に発生した全ての受傷事故について、受傷原因に関する調査、分析等を行うこと。

イ 受傷事故に至らない前兆事案についても、事例の収集・分析を行い、第一線現場の危険実態の把握に努めること。

ウ 別に定める受傷事故防止チェックリスト等により、職員の受傷事故防止に関する意識の高揚を図るとともに、受傷事故防止対策に係る具体的方策の浸透を図ること。

エ 幹部の現場点検による指揮監督を推進するとともに、受傷事故防止に向けた組織的な安全管理体制の強化を図ること。

オ 交通街頭活動の現場におけるニーズを踏まえた受傷事故防止用装備資機材の開発、改善及び整備を図ること。

カ 受傷事故防止に資する効果的な体験・実践型教養訓練を推進すること。

キ 受傷事故防止に関する年間スローガンの募集を行い、職員の安全意識の啓発を図ること。

ク 調査、分析及び審議した結果について、別記第1号様式の受傷事故防止対策専門部会議事録とともに、本部長に報告すること。

(3) 部会の運営

ア 部会長は、部会を召集し、その議事を主宰する。

イ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その事務を代行する。

ウ 部会長は、必要があると認めるときは、副部会長及び部会員以外の者に対し、部会への出席を求めることができる。

(4) 部会の事務

部会の事務は、交通指導課において行う。

2 受傷事故防止推進責任者等の指定

(1) 受傷事故防止推進責任者及び受傷事故防止推進副責任者

ア 交通街頭活動中における受傷事故防止を徹底するため、交通部(免許センターを除く。以下同じ。)の各所属及び署に受傷事故防止推進責任者(以下「推進責任者」という。)及び受傷事故防止推進副責任者(以下「推進副責任者」という。)を置く。

イ 推進責任者は、所属長をもって充てる。

ウ 推進副責任者は、交通部にあっては次長を、署にあっては交通課長及び地域課長をもって充てる。

(2) 受傷事故防止推進リーダー

ア 推進責任者は、交通街頭活動中における受傷事故防止対策の指導者として、受傷事故防止専科教養又は緊急自動車運転技能者専科教養の修了者等の中から、受傷事故防止推進リーダーを指定するものとする。

イ 推進責任者は、受傷事故防止推進リーダーを指定し、又は変更したときは、別記第2号様式の受傷事故防止推進リーダー(指定・変更)報告書により部会長を通じて本部長に報告するものとする。

第3 発生報告

推進責任者は、交通街頭活動中における受傷事故が発生した場合は、別記第3号様式の交通街頭活動中における受傷事故発生報告書により部会長を通じて本部長に報告するものとする。

第4 相互連携

交通街頭活動中における受傷事故は、損害賠償事務、公務災害補償、公用車両の修繕等が必要となる場合もあることから、部会長はこれらの事務手続が円滑かつ適正に行われるよう関係所属長と相互に連携しなければならない。

(別記様式省略)